

## 令和3年度「あおもり PG」台湾ビジネスマッチング事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、青森県企業の「あおもり PG」ブランド認証商品について、台湾におけるビジネス機会を拡大するため、年間を通じて台湾の企業（以下「台湾企業」という。）の紹介等を行う「あおもり PG」台湾ビジネスマッチング事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施期間)

第2 実施期間は、施行日から令和4年2月28日までとする。

### (県の支援内容)

第3 県は、台湾現地にビジネスネットワークを有し、台湾企業とのビジネスを支援するためのノウハウを有する会社と連携して、予算の範囲内で以下の支援を行う。

#### (1) 商談セッティング（日本語・中国語）

- ①青森県企業又は台湾企業の希望に対応する商談先を選定し、当該商談先に関する情報を日本語又は中国語（繁体字）に翻訳の上、商談を希望する企業に提供する。併せて、青森県に情報提供する。
- ②商談希望の企業が台湾又は青森県を訪問、又はWEB商談を希望する場合に、①で選定した商談先との商談日時・商談場所等を決定斡旋し、それを青森県、青森県企業及び台湾企業に対して連絡、調整するとともに、実際の商談に同席し、通訳等の支援を行う。なお、訪問を要する場合は、必要に応じて青森県企業又は台湾企業に対する商談当日のアテンドを行う。
- ③商談後のフォローとして、青森県企業と台湾企業との間の連絡支援と、その他商談の成立に向けたアドバイスを提供する。
- ④商談が成立した場合、継続的な輸出に向けたフォローを行う。

#### (2) 越境 EC マッチング・手続きサポート

青森県企業の希望に対応する越境 EC を選定し、当該越境 EC の特徴や契約条件等に関する情報を日本語で青森県企業に提供する。併せて、青森県に情報提供する。  
また、青森県企業と越境 EC との契約や出品の手続きに関する連絡支援を行う。

### (申込方法)

第4 第3による県の支援を希望する青森県企業は、商談希望時期の1ヶ月前までに別紙申込書を県商工労働部新産業創造課に提出することとする。ただし、台湾企業からの依頼により支援が行われる場合は、この限りでない。

### (利用回数)

第5 同一企業の利用は、年間2回を限度とする。ただし、台湾企業からの依頼により支援が行われる場合、その他県が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (効果の把握に対する調査協力)

第6 第3による県の支援を受けた青森県企業は、県が業務終了後に実施する効果把握のためのヒアリング等の調査に協力しなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。